

令和4年6月21日

指定障害福祉サービス事業者等  
指定障害児通所支援事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

### 令和3年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書の提出について

日頃から、本市の福祉行政について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度に福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者は、事業年度の最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、障害福祉サービス等処遇改善実績報告書を提出する必要があります。

つきましては、次のとおり、所定の期限までに必要書類を提出くださいますようお願いいたします。

なお、この実績報告において、仮に賃金改善額が福祉・介護職員処遇改善加算総額及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額を下回るような場合は、一時金等を支給するなど下回ることがないように賃金改善を行ってください。

#### 1 提出書類

- (1) 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 [別紙様式3-1]
- (2) 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(施設・事業所別個票) [別紙様式3-2]
- (3) 北海道国民健康保険団体連合会から取得した「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」(令和3年4月から令和4年3月サービス提供分)

※事業所で加算額の一覧を作成している場合は、一覧でも可  
実績報告書の様式等は、旭川市のHPからダウンロードしてください。

旭川市トップページ>事業者向け>障害福祉>サービス事業者>障害福祉サービス等事業者向けトップページ>4-(4)  
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihukusi/seinseil/d054013.html>

#### 2 提出期限 令和4年8月1日(月) ※郵送の場合は令和4年7月30日消印有効

#### 3 提出方法 持参又は郵送により提出願います。

なお、郵送による場合は封筒宛名面隅に「令和3年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書在中」と朱書きしてください。

#### 4 その他留意事項

##### (1) 提出書類について

ア 賃金改善額の根拠資料については提出が不要となっておりますが、それぞれの事業所において、賃金台帳等の改善した賃金を支給したことがわかる書類や、職員の勤務実績等がわかる書類を備え付けておいてください。

イ 実績報告書の様式が新しくなっておりますので、記載例や別添のリーフレットを十分に確認のうえ作成するようにしてください。

##### (2) 賃金水準額の比較対象年度

賃金改善の比較については、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得した場合の賃金水準で比較をすることとなりますが、令和2年度からは比較方法がより具体的に示され、前年(1月~12月)の賃金の総額から処遇改善加算額等及び独自に賃金改善をした額を除いた【基準額】を用いることとなっております。(詳細は令和2年度集団指導資料を御確認ください)

##### (3) 特定処遇改善加算について、特例により従業員の分類を行った場合は、別紙様式3-3が必要

になります。

(4) 実績報告が行われない場合

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定していたにもかかわらず、実績の報告が行われない場合は不正請求として全額返還となる場合があるので御注意ください。

(提出先及び連絡先)

〒070-8525 旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎2階  
旭川市福祉保険部指導監査課(障がい担当)  
電話(0166)26-1111(内線5118, 5129)